

乳児死亡率問題と

乳幼兒健康相談事業

松本園子

乳兒死亡率問題

乳児死亡率問題

ユニセフの「世界子ども白書」（一九九七年版）によれば、一九九五年の「開発途上国」における乳児死亡率の平均は六七‰（パーセント）、つまり、生まれた子ども一、〇〇〇人のうち、六七人が一歳の誕生日を迎えるに亡くなっている。これに対して「先進工業国」の平均は七‰、その一員である日本の場合は四‰であり、世界でも最も低い乳児死亡率を達成している。

とはいへ、表1の乳児死亡率の推移にみられるように、日本が今日のような低い死亡率を達成したのは最近のことである。乳児死亡率、幼児死亡率はその国、その地方の人々の生活水準のパロメーターであり、国はこれまで死亡率低減のために色々な対策を行つてきだ。

とりわけ、乳児死亡率が大きな社会問題として取り上げられたのが大正時代半ばである。表2にみられる

ように、二〇世紀初頭までは欧米の先進国も乳児死亡率は高く、生まれた子どもの一〇人のうち一歳までに二人くらいは死んでしまう状況であった。これらの国では乳児死亡率がその後急速に改善された。ところが、日本の場合は、明治一九、二三年の五年間では一七‰と、当時としては低かった死亡率が、その後だんだん高くなり、大正八年には一六六‰となつた。「先進国」の仲間入りを果たした日本の威信を傷つけ問題であつたのである。

乳児死亡率がなぜ高くなつたのか

今日、開発途上国における乳児死亡率がなぜ高いのかについては、単純に“貧しいから”、“遅れているから”ということでは説明がつかない。それぞれの国の伝統的な生活、育児の在り方が、「先進工業国」の介入によつて急変させられ——例えば粉ミルクが持ち込まれる等——それが、子どもたちの不幸をもたらし

表1 我が国における乳児死亡率の推移

年次	乳児死亡率(‰)
1920(大8)	166
1930(昭5)	124
1940(〃15)	90
1950(〃25)	60
1960(〃35)	31
1970(〃45)	13
1980(〃55)	8
1990(平2)	5
1995(平7)	4

表2 欧米各国及び日本の乳児死亡率比較(%)

	イギリス	アメリカ合衆国	ドイツ	フランス	イタリア	オーストリア	オランダ	日本
1886～1890 (明19～23)	145	—	208	166	—	—	—	117
1891～1895 (明24～28)	151	—	204	171	—	—	—	147
1896～1900 (明29～33)	156	—	200	159	—	—	—	153
1901～1905 (明34～38)	138	—	191	159	168	214	133	154
1906～1910 (明39～43)	117	—	174	127	153	202	114	157
1911 (明44)	130	—	192	117	—	207	137	157
1915 (大3)	110	—	—	—	—	—	87	160
1920 (大8)	80	86	131	98	—	157	73	166
1924 (大12)	75	72	108	85	(1923) 88	—	51	163

注)『乳児死亡の社会的原因に関する考察』(1922、大原社会問題研究所)および『乳児死亡調査』(1928、愛知県社会課)所載の資料により作成

てゐる側面も大きい。日本の大正時代の問題も、やはり、急激な産業化という社会的要因があつたのではないか。

大正半ばから昭和初期、乳児死亡率低減の方途を探らうと、各地で多くの乳児死亡実態調査が行われている。その中で、大原社会問題研究所の暉峻義等らが大正八年に東京府下八王子市で行つた調査は産業化が母子の生活に影響を及ぼしたという問題意識のもとに行われたものである。その報告書「乳児死亡の社会的原因に関する考察」では、当時この地域で盛んであつた絹産業に従事する母親の子どもの死亡率が高いことを明らかにしており、乳児死亡率低減のためには働く女性の母性保護が必要であることを示唆している。

乳幼児健康相談所設置の施策

歐米諸国でも乳児死亡率低減に苦慮したが、その対策として試みられたのが“乳幼児健康相談事業”で

こうしたことから、日本でもこの種の事業を実施しようという気運が高まつた。その最初のものは大正八年設立の大坂市立児童相談所であるというが、明確な基準のないままに乳幼児健康相談所、児童健康相談

あつた。それは、子どもの具合が悪くなつてから診療するのではなく、健康な時に定期的に診察し、保護者に育児についての医学的指導を行うことによつて、病気や死を予防するというものである。成り立ちや内容は、国によつて異なるが、例えばフランスでは一八九〇年代始めの産科医の取り組みを契機に、産後の母親指導が組織的に行なわれるようになつた。イギリスでは、一九〇四年に、「母親学校」という名称で相談所が始められ、子どもの保健相談のみならず、母親の健康や保育の実際的方法等の指導を行つた。一九一八年に「母性及び乳児保護法」が制定されて、この事業が一層盛んになつたといふ。これらは乳児死亡率低減におおいに貢献した。

所、小児保健相談所等様々な名称の公立や私立の施設

で行われていた。内務省発行の『本邦社会事業概要』

(大正十一年)には胎児、乳幼児保護の施設のひとつ

として「児童健康相談所」があげられ、「健康相談所

は乳幼児を始め児童の栄養、発育其他健康状態を検診

し、母に対し育児上の知識を与へ、適切なる指導を行

ふを目的とし、医師及び看護婦を置き一定の時日に母

をして児童を伴ひ来らしむるなり」と説明されてい

る。

このころ、国としてもこの種の事業に着手する動き
があつた。つまり、内務大臣の諮問機関である保健衛

生調査会が、「乳児及幼児の死亡率低減に関する方策

如何」という諮問に応えて、大正十五年に乳幼児健康

相談事業を行う小児保健所設立案を答申した。ここで

は特に保健婦による家庭訪問が重視されている。これ

を受けて内務省はまず大都市において、「小児保健

所」を設置する準備に取り掛かつたが、この構想は結

局予算上の問題で実現をみずにつながつた。

戦時下の昭和十二年、保健所法が制定され、国民の
体位向上のための行政機関として保健所が設置され
た。業務として「妊娠婦及乳幼児の衛生に関する」指
導も掲げられるが、先の小児保健所構想ほどに、きめ
細かく乳幼児の健康に取り組むものではなかつた。

東京府の乳幼児健康相談事業

各地で様々な形で、乳幼児健康相談事業が行われた
が、大正十一年に始められた東京府の事業の状況をこ
こで紹介してみたい。

当時、この種の施設は既に全国に数十か所あつた
が、必ずしも充分な成果は挙げていなかつた。一般
に、とりわけ貧困層の場合は子どもが健康な時にわざ
わざ相談所に足を運ぶ親は少なく、相談所は具合の悪
いときに病院がわりに駆け込む、というものになつて
いた。

これでは事業本来の目的は達成できない。そこで、東京府社会課乳幼児係は從来の健康相談事業の難点を補い、かつ健実なる育児の思想を普及しようと、スラム街であった芝区新網町に家庭訪問を重視する新しいタイプの健康相談所を開設した。府の乳幼児係員七名

が家庭訪問員となり、日赤病院小児科の医師が健康診断を行い、この地域で託児所を經營していた大正婦人会が健康相談所を開設し、三者の協力で事業が行われた。来所を待っているのではなく、母親をこの施設に招き寄せ医師の科学的指導を受けるようにと、三歳以下の乳幼児のいる家庭を毎週一回健康訪問をして健康状況の観察を行つたのである。前述の小児保健所構想に先んじた訪問重視の取組みであった。この試みは相当効果をあげ、さらに拡げようと計画していたところ、東京は大震災にみまわれた。

関東大震災（大正十二年九月）は乳幼児健康相談事業拡大の契機となつた。震災後の生活の激変は乳幼児

の健康状態を一層悪化させたが、東京府は、千駄ヶ谷及び小石川植物園の罹災者収容バラックで乳幼児健康相談事業を行つた。その様子は『児童研究』誌によれば次のようなものであつた（大正十二年十二月号）。

東京府社会課乳幼児係に於ては、十一月十四日午前十時より、東京市外、千駄ヶ谷罹災民収容所に後一時より田中医学博士の健康診断を行ひたり。

四歳以下の乳幼児のある家庭を訪問し、引続き午後一時より田中医学博士の健康診断を行ひたり。その成績を見るに異常なきもの五一・九五%、消化不良一九・二三%、感冒一五・三八%、気管支加多留一一・五四%、其他三・八四%なりしと。

因に、検査人員は五十二名で、「バラック」にあり勝な咽喉に関するものが非常に多いので、近く吸入をなす設備をする筈なりと。

本相談所には、家庭を訪問する委員が七名附属してゐて、その家庭で母に尋ねる事項は、母の健否、病人の有無、栄養物、食欲の増減、嘔吐の有

無、沐浴の回数、睡眠の状態即ち夜啼の有無、発汗の有無、糞便の異常等を、毎週健康相談日の午前中、一斉に調査し記録を作つて相談所の便利を図り、且つ又母親に育児の健全なる知識を得せしめんとし、相談所に誘ふ様にしてゐると。

健康相談の実際

東京府の乳幼児健康相談事業は外郭団体の東京府社会事業協会に委託され、協会経営の各隣保館の事業として行われた。

協会の相談所については対象地域の三五〇戸に対し
て一か所設置が標準であり、ここに乳幼児がほぼ二五
〇人位あり、一回の相談日に二、三〇人来所する、と
いうのがおよその目安であった。乳幼児のいる家庭を
週一回訪問し、必要な場合は相談所で医師の指導をう
けるよう勧めるわけで、その際、大正十一年以来の図
のような健康訪問カードが使用された。全家庭を毎回

週別健康新聞力一下

東京府社會課乳幼兒係

▲図 東京府社会事業協会会報25号（大正13年12月）

まわるわけではなく、特に必要のあるものについて常時訪問家庭として重点的に指導したようであるが、常時訪問も各館百々、二百家庭かかえており、相当なエネルギーを要したことであろう。ある訪問員は次のように仕事の一端を語つてゐる(『社会福利』昭和五年一月号)。

私は社会事業協会の南千住隣保館の訪問員を永

…

らく勤めてゐるのですが、訪問してゐる間には種々と難かしい問題に遭遇し私共の責任の重大さ

を感じることが御座います。最近訪問して発見したのに三才になつて歩けないといふのがあります。両親はこの子が躊躇者ではないかと心配して居りました。調べてみると兄弟が皆夭死してゐます。商売が飴菓なので家内に縛りつけて商ひに出るのでださうで、又外聞が悪いので外には一切出さないでゐるのださうです。それで私は或は日光浴が足りない故かとも思ひましたが、兎に角相談日

に來いといつて其の日は済ました。審査の結果は少し歩く稽古をさせてごらんと云うことになりましたが、聞けば今迄歩けないから危ないと思つて歩かせてみたこともなかつたといふのです。翌日から歩かせてみたら独りでは駄目だが手を添えると少しば歩けるやうになつたさうです。

*

大正時代に始まつた乳幼児健康相談事業は、今日の保健所における乳幼児健診や訪問指導に引き継がれていると言つてよいだらう。健診は子どもたち全体の健康を守る場であるとともに、障害の早期発見や、家庭内の虐待問題の発見と援助の場になるなど、今日的な子どもの福祉問題に対応する第一線となつてゐる。

(淑徳短期大学)